

日特建設グループ人権方針 (2025年8月1日)

1. 方針・基本的な考え方

日特建設株式会社およびその子会社からなる日特建設グループは、社是である「私たちは、見えないところこそ、誠実に技術を提供して、社会から必要とされる企業であり続ける」という企業理念に基づき、企業としての人権尊重の責任を果たします。そのために、ここに「日特建設グループ人権方針」(以下、本方針)を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めます。

本方針に則り、人権を侵害しないこと、事業活動を通じて起こり得る人権への負の影響を最小化することにより、人権尊重の責任を果たしてまいります。

2. 適用範囲

本方針は、全世界の日特建設グループすべての役職員(契約社員・派遣社員含む)に対し、適用されます。また日特建設グループは、日特建設グループのサプライチェーン上のすべての事業活動に関わる企業に対して本方針に基づき、人権を尊重し、侵害しないようにしていただくことを期待して働きかけていきます。

3. 国際規範の支持・尊重

日特建設グループは、国連グローバル・コンパクトに賛同する企業として、「国際人権章典」、国際労働機関(ILO)「労働の基本原則および権利に関する宣言」などの人権に関する国際規範を支持、尊重します。

また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り本方針を策定し、人権尊重の取り組みを推進します。

4. 法令遵守

日特建設グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。なお、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合は、人権に関する国際規範を最大限尊重するための方法を追求します。

5. 人権に関する重点課題

日特建設グループでは、以下の人権課題を特に重要な社会的責務と認識し、改善・解決に向けて努力します。

- 1) 強制労働・児童労働の禁止：日特建設グループ内およびすべての事業活動に関わるサプライヤーを対象として児童労働、強制労働、人身売買を禁止します。
- 2) 差別・ハラスメントの排除：人種、国籍、性別、宗教、信条、出生、年齢、心身の障がい、性的指向、社会的身分等を理由とした不当な差別的取り扱いやハラスメントを行いません。
- 3) 労働安全衛生：従業員に悪影響を及ぼす機械設備、労働時間、作業編成または作業工程が存在しないよう適宜見直し、安全で衛生的かつ健康的な労働環境の整備・維持・向上を図ります。また、従業員に対し、労働条件の説明、教育・研修、福利厚生を提供を適切に行います。
- 4) 結社の自由と団体交渉権：各国・地域の法令で認められた範囲において、労働者の結社の自由と団体交渉権を尊重します。
- 5) 労働時間と賃金：各国・地域において適用される労働時間と賃金に関する法令を遵守します。
- 6) プライバシーに対する権利：個人のプライバシーを保護する権利を尊重し、全ての個人情報を正当な業務上の目的のために、細心の注意を払って取り扱います。
- 7) サプライチェーンにおける人権課題：日特建設グループのみならずサプライチェーンにおける法令遵守や人権保護が重要であるとの認識のもと、責任ある調達を実施します。
- 8) 職場環境の維持：積極的なコミュニケーションと連携の下、労働災害・事故の防止に向けた体制の確立と管理能力の維持向上に努め、「労災かくし」を見過ごさず、労働災害・事故を報告しやすい雰囲気作りと意識の啓発を行います。

6. 推進体制・推進活動

日特建設グループは、本方針を実現する為の体制を構築し、サステナビリティ担当役員（経営戦略本部長・管理本部長）が本方針の遵守・実施状況を監督する責任を負います。あわせて、全従業員への人権研修等による教育の実施、方針内容の社内周知、通報制度の整備などを通じて、本方針の定着と実効性の確保に努めます。また、取引先や協力会社に対しても本方針の趣旨を共有し、人権尊重への協力を要請する取り組みを行います。

7. 人権デューディリジェンス

日特建設グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権への負の影響を特定し、その防止及び軽減を図り、またこれらについての説明責任を果たすために、人権デューディリジェンスを実施していきます。また、人権デューディリジェンス実施後、実施した措置を社内プロセスに統合します。

8. 救済・是正

日特建設グループが人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正に取り組むものとします。国際基準に沿った苦情処理メカニズムを整備し、人権に対する負の影響を受けた人の救済のために適切な措置を講じます。

9. 対話・協議

日特建設グループは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと対話の機会を確保しつつ、誠意をもってステークホルダーとの協議を行うものとします。

10. 情報開示

日特建設グループは、公正で透明性の高い経営の実現を目指しています。影響を受けるステークホルダーや商取引上の秘密に十分配慮した上で、本方針に基づく人権の取り組みや、人権デューディリジェンスの結果および進捗状況について適宜公表していきます。

11. 人権方針の改定

日特建設グループは、社会の変化や今後の事業展開により、取り組むべき具体的な課題が変わることを理解し、ステークホルダーや社外の専門家との対話・協議を行い、必要に応じ本方針の見直しを図っていきます。

以上